

○令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領
令和7年9月30日市長決裁

1 趣旨

原油価格・物価高騰に直面している中であっても、市内の障がい児通所支援事業所がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ、継続的に提供するため、予算の範囲内において令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成8年規則第31号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

2 交付対象者

支援金の交付を受けることができる者は、令和7年10月1日時点において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、事業を行う基準を満たすものとして、本市から指定を受けた障害児通所支援事業者のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

- （1）事業運営を休止していないこと。
- （2）申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
- （3）申請日の属する月から令和7年12月31日までの間に、法人又は事業所側の都合による事業運営の廃止又は休止を予定していないこと。
- （4）LPGガスを利用している事業所を運営していること。
- （5）令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間にLPGガスの価格騰を理由とした利用者負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りではない。
- （6）受領した支援金を、本市から指定を受けた障害児通所支援事業所において、要領4で規定する経費に全額充当させること。

3 支援金の額等

- （1）支援金の額は、LPGガスを利用している1事業所あたり3,500円とする。
- （2）支援金の交付は、1法人につき1回限りとする。

4 支援金の対象経費

支援金の対象経費は、令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間の各事業所において負担する光熱費等のLPGガス価格高騰の影響を受ける経費とする。

5 交付申請

支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第5条第2項1号から3号までに掲げる事項の書類は添付を要さない。なお、同項第4号の市長が必要と認める事項は、L P ガスの契約内容がわかる書類とする。

6 申請期間

支援金の交付の申請は、令和7年10月9日（木）から令和7年10月31日（金）までの間にするものとする。

7 交付決定等

- （1）市長は、要領5の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第8条第1項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- （2）市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
- （3）市長は、前2号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

8 交付決定の取り消し及び支援金の返還

- （1）市長は、規則第19条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- （2）市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

9 実績報告

支援金に係る実績報告は、規則第15条第1項ただし書により提出を求めない。

10 その他

本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(様式第 1 号)

令和 7 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼
請求書

令和 年 月 日

越谷市長 宛

申請者	法人住所
	法人名
	代表者職名
	代表者名
	記入者名
	連絡先

令和 7 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記 2 の申立事項を確認同意のうえ、令和 7 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領 5 の規定に基づき申請します。なお、交付決定の際は当該支援金を下記 4 に記載の口座に振り込むよう併せて請求します。

記

1 支援金交付申請（請求）額 金 円
 ※支援金内訳に関しては、「3 事業所一覧」のとおり

2 申立事項

- ・令和 7 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領 2 の各号に掲げている条件をすべて満たしていることに相違ありません。
- ・越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第 22 条に基づく関係書類の整備及び同規則第 23 条に基づく調査等を遵守します。
- ・令和 7 年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付実施要領 8－（2）に該当したときは支援金を返還します。

（裏面に続きます）

3 事業所一覧

No.	事業所番号	事業所名	申請額
1			円
2			円
3			円
4			円
5			円
			申請額 計 円

4 振込先口座情報

金融機関名	銀行 信用金庫 農協	支店名	支店					
科 目	普通 当座	口座番号						
フリガナ								
口座名義								
※申請者と口座名義人が違う場合のみ記入	【 委 任 状 】							
	支援金の振り込みに関して、上記口座(名義)に振り込むこと委任します。							
	法人住所 _____							
	法 人 名 _____							
	代表者名 _____ 印 _____							

(様式第2号)

令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定通知
書兼交付額確定通知書

越子施第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和7年度越谷市障がい児通所
支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決
定するとともに、その額を確定したので通知します。

記

1 支援金交付決定額 金 円

2 交 付 方 法 前 金 払

3 交 付 条 件

- 1) 越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第8条第1項各号に記載されて
いる事項を遵守すること。
- 2) 令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付申請
書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。

(様式第3号)

令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

越子施第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付けで申請のありました令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

(様式第4号)

令和7年度越谷市障がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金交付決定取消
通知書

越子施第 号
令和 年 月 日

様

越谷市長

印

令和 年 月 日付け越子施第 号で交付決定の令和7年度越谷市障
がい児通所支援事業所光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取
り消しましたので通知します。

記

1 取消理由

2 取消額	全部	:	金	円
	一部	:	金	円